

酒田市福祉乗合バスの運賃の変更について**1 変更内容**

	変更前	変更後
運賃	100 円 無料（未就学児）	200 円 100 円（小・中学生、高校生） 無料（未就学児）
回数券	1,000 円（100 円券 11 枚つづり）	1,500 円（200 円券 10 枚つづり）

2 変更しようとする理由

酒田市では施設使用料の見直しを行い、原価の半分に満たない使用料は 2 倍を上限に引上げるようになった。この見直しに合わせて、運賃を引上げるものです。

（参考）平成 29 年度酒田市福祉乗合バス乗車一人当たり経費：455 円

3 実施日 平成 32 年（2020 年）4 月 1 日

酒商発第 210 号
平成 31 年 3 月 1 日

酒田市地域公共交通会議
会長 矢口 明子 様

酒田市地域公共交通会議
会長 矢口 明子
(公印省略)

平成 30 年度第 6 回酒田市地域公共交通会議（書面協議）の協議結果について（報告）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本市の地域公共交通行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

平成 31 年 2 月 20 日付けで書面により協議いたしました案件については、以下の結果となりましたので報告いたします。

期間が無い中での審議に感謝申し上げますと共に、今後も地域公共交通の課題解決にお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 協議事項及び協議結果

酒田市福祉乗合バスの運賃の変更について

[概要]

	変更前	変更後
運賃	100 円 無料（未就学児）	200 円 100 円（小・中学生、高校生） 無料（未就学児）
回数券	1,000 円（100 円券 11 枚つづり）	1,500 円（200 円券 10 枚つづり）

実施時期：平成 32 年 4 月 1 日

[協議結果]

委員 21 名中 21 名が同意 ◆承認されました。

◆構成員の過半数の同意が得られたので、酒田市地域公共交通会議設置要綱第 7 条第 5 項に基づき承認されたものとします。

■問合せ先

[事務局]

〒998-8540 酒田市本町 2 丁目 2 番 45 号

酒田市地域創生部商工港湾課生活交通係

☎:0234-26-5756 FAX:0234-22-3910 担当：成澤

E-mail: shoko@city.sakata.lg.jp